



埼玉県報

第 2 2 1 0 号
平成 2 2 年 8 月 1 7 日
火 曜 日

目 次

管理規程

- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [第39回採石業務管理者試験の実施\(自然環境課\)](#)
- [富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合の定款の変更\(市街地整備課\)](#)
- [大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札告示\(大宮公園事務所\)](#)
- [県道胃山熊谷線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年八月十七日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第三項中「又は当該部分休業に係る子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年八月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「又は当該部分休業に係る子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十八号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年八月十七日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「又は当該部分休業に係る子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふじみ児童家族カウンセラー研究所
- 三 代表者の氏名
熊谷 ほの
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市水谷東三丁目二十四番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子供、その家族に対し、心理的援助、地域コミュニティ援助を行い、メンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年八月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ななさと福祉会
- 三 代表者の氏名
千野 雅之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡嵐山町大字古里一六〇三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会において支援を必要とする障がいを持つ方が喜びをもつて就労できる場を提供するとともに、可能な限り各個人の就労及び生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的に自立した生活が営めるよう支援する。
また、一人一人が選択肢のある人生を送ることができるためのシステム創り、障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い安心して就労ができる環境を創り、継続した支援を行う。また、地域社会と密に連携しつつ、障がいのある方の自立と地域社会生活の共生と安心して住むことのできる地域社会づくりを目的とし、絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第三十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十二年十月八日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十二年九月一日（水）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十二年九月一日（水）から九月十五日（水）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）

ロ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十一年一月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

富士見市大字勝瀬字外記塚、字新田西、字稻荷久保、字苗間後、
及び字中沢の各全部

四 事務所所在地
富士見市大字勝瀬字市街道、字道京、字茶立久保、及び字南武蔵野の各一部

埼玉県富士見市大字勝瀬三二四五番地

五 設立認可の年月日

平成六十一年一月三十一日

六 変更認可の年月日

平成二十二年八月十七日

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年10月1日(金)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

大宮公園

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、「清掃」及び「人間警備」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成22年7月31日以前の過去5年間に、国又は地方公共団体から清掃業務及び警備業務(人間警備業務)を受託し、誠実に履行した実績を有する者

であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
管理担当 深井、武田 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
会議室 平成22年8月27日（金）午前10時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所会議室 平成22年9月27日（月）午前10時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県大宮公園事務所管理担当 平成22年9月26日（日）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年9月10日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年8月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions

By registered mail: 5:00 p.m., September 26, 2010

In person: 10:00 a.m., September 27, 2010

(3) Contact Information

Omiya Park Office, City Development Department of
the Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

柳 沢 一 正

青山熊谷線	路線名
熊谷市津田新田字堰上町八二三番一地 先から同市津田新田字堰上町七三〇番 一地先まで	供用開始の区間
平成二十二年八月十七日	供用開始の期日
延長二五五・四九メートル。	備考